

○寒河江市農業委員会農地改良指導要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埋立て等により農地改良を行う場合、近隣農地の耕作条件が劣悪化することを防ぎ農地の集団性と調和を保持しながら農地利用の効率化を図るとともに、違反転用を防止するために必要な指導を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要領で「農地改良」とは、現に耕作している農地を生産性の向上を目的として、盛土等により区画形質の変更を行うことをいう。ただし、農地法、土地改良法等法令の規定に基づく場合はこの限りではない。

(適用区域)

第3条 この要領の適用区域は、寒河江市全域とする。

(農地改良の届出)

第4条 農地改良を行おうとする者は、農地改良届書(様式1号)に次の書類を添付して農業委員会に提出しなければならない。

(イ) 土地登記簿謄本 (ロ) 字限図 (ハ) 整地計画図 (ニ) 案内図
(ホ) 誓約書 (ヘ) その他必要と認める書類

(届出の受理)

第5条 この要領に基づいて農地改良の届出書が提出されたときは、届出土地が属する地区の農業委員が確認し、次に定める基準により審査し、近隣農地、道路及び水路等に影響を及ぼす恐れがある場合は必要な指導助言を行い、問題がないと認められるものについては、別紙(様式1号)により受理書を交付する。

- (1) 届出農地について、農地改良を行うべき相当の条件があること。
- (2) 周囲の農地の耕作に悪影響を与えないこと。
- (3) 工事期間は、同一耕作年内に一作が可能な範囲とし、冬期間工事を行う場合は、翌春期より耕作ができるものであること。
- (4) 埋め立て土の土質は、産業廃棄物、一般廃棄物を含まないものとし、表土は耕作に適したものであること。
- (5) 盛土の高さは、乗り入れ道路面より30cm以内の高さまでとすること。
- (6) 工事施工者については、原則として解体業者及び廃棄物処理業者は認めないものとし、災害が発生しないような方法で工事を行うこと。
- (7) 農業振興地域の整備に関する法律等、他法令の規制に抵触しないこと。

(届出済表示板の掲示)

第6条 受理書の交付を受けた者は、別紙(様式2号)による表示板を現場に掲示して工事を施工しなければならない。

(完了報告書の提出)

第7条 農地改良届出者は、改良工事及び作付けが完了したときは、農地改良完了報告書(様式3号)に完成写真等を添付して農業委員会へ提出しなければならない。

(報告)

第8条 第4条による農地改良届出書、及び第7条による農地改良完了報告書の提出があった場合は、総会に報告するものとする。

(規制)

第9条 農業委員会は、農地改良工事を施工した農地が、届出の営農計画どおり有効利用されるよう、原則として工事完了年月日より3年以上農地として有効活用されるよう指導を行うものとする。

(勧告)

第10条 農業委員会は、農地改良届出書の提出のない農地が埋め立て等により区画形質が変更されている事実を発見したときには、速やかに第4条による届出書を提出させるものとする。

2 農業委員会は、前項による区画形質の変更が、農地改良の範囲を逸脱しているものと認められる場合には、速やかに農地改良とみなせる状態へ復元するよう勧告するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めのないものについては、要領の趣旨に基づいて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年9月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年11月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月26日から施行する。

(様式1号)

農地改良届出書

寒河江市農業委員会
会長 殿

平成 年 月 日

届出者住所
(土地所有者)氏名
電話番号 ㊟

1. 土地の表示等

土地の所在			地目		地積 (m ²)	耕作者氏名	耕作の現況 (注)
大字	字	地番	台帳	現況			

- (注) ① 耕作の現況は、具体的な作物名を記入すること。
② 不耕作地の場合は、別紙『不耕作農地調書』を添付すること。

2. 実施期間及び施工計画

平成 年 月 日より平成 年 月 日までの期間に完了します。
現在の高さより cm 盛土します。

工事施工者 住所
氏名(名称)
電話番号

3. 農地改良を必要とする事由及び完成後の営農計画 (作付けする作物を明記すること)

4. 確約事項

- ◎ 良質な耕作土により盛土し、産業廃棄物・一般廃棄物を投棄しません。
- ◎ 盛土の高さは、乗り入れ道路面より30cm以内の高さとし、工事施工により損害、被害を生じた場合は、届出人の責任において善処いたします。
- ◎ 工事完了後は、3年以上農地として有効利用いたします。

5. 添付書類

- (イ) 土地登記簿謄本 (ロ) 字限図 (ハ) 整地計画図 {含・縦横断図}
- (ニ) 案内図 (ホ) 誓約書 (ヘ) その他必要と認める書類

地区農業委員認証 氏 名 ㊟

※ 地区農業委員の認証は、原則として属地主義によるものとし、届出人の住所が他の地域の場合は、届出人の地区農業委員の認証を得ること。

※ 地区農業委員が欠けた場合、近接の農業委員の認証を得ること。

第	号		平成	年	月	日
<h2 style="margin: 0;">受 理 書</h2>						
<p style="margin: 0;">届出書に記載された計画に従って、事業を行うこと。</p>						
<p style="margin: 0;">寒河江市農業委員会 会長</p>						㊟

(様式2号)

農 地 改 良 届 出 済	
受理月日・番号	
土地の所在	
所有者住所・氏名	
施行業者住所・氏名	
期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
寒 河 江 市 農 業 委 員 会	

(大きさ たて25cm ×よこ35cm 以上)

現場には、上記様式の木版、プラスチック版、その他これらに類するものを掲示すること。

(様式3号)

農地改良完了報告書

寒河江市農業委員会
会長 殿

平成 年 月 日

届出者住所
(土地所有者)氏名
電話番号

印

平成 年 月 日付で届出をした下記農地の改良工事及び作付けを完了したので、報告をいたします。

記

1. 土地の表示等

土地の所在			地目		地積 (m ²)	耕作者氏名	改良後の 土地の用途
大字	字	地番	台帳	現況			

2. 施行状況

(1) 平成 年 月 日より施行 平成 年 月 日付完了

(2) 上記農地を cm 盛土しました。

(3) 平成 年 月 日に () を作付しました。

3. 添付書類

工事中間写真 枚 完成写真 枚

地区農業委員認証 氏名 印

地区農業委員認証 氏名 印

誓 約 書

農地の表示

大 字	字	地 番	地 目	面 積	備 考
				m ²	

上記の農地に対し優良農地の確保とその効率的利用を図るため、農地改良事業を行うにつき、次の事項を厳守するとともに寒河江市農業委員会の指導に従うことを誓約いたします。

1. 農地改良は、工事着手から農地復元、作付けをもって完了とし、完了後は、3年以上農地として有効利用いたします。

工事期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2. 工事期間中は届出者と工事施工者の責任において安全管理を行います。
3. 埋め立て土の土質は、良質な耕作土を使用し、産業廃棄物、一般廃棄物を含まないものとし、表土は耕作に適したものにします。

なお、盛土の高さは、乗り入れ道路面より30cm以内の高さまでとします。

4. 農地法、その他の法律、条令、規則などを守ります。
5. 工事施工により損害を生じた場合は、届出者と工事施工者の責任において、対処いたします。
6. 苦情・公害等で問題を起こすことのないようにします。

万が一、このような事態が発生した場合は、届出者と工事施工者の責任において解決し、寒河江市や寒河江市農業委員会には迷惑をかけません。

寒河江市農業委員長 殿

平成 年 月 日

届出者（土地所有者）

住 所 _____

氏 名 (自署) _____ 印 連絡先電話番号 _____

工事施工者

住 所 _____

氏 名 _____ 印 連絡先電話番号 _____

○寒河江市農業委員会農地改良指導要領内規

平成15年11月

寒河江市農業委員会農地改良指導要領（以下「要領」という）第11条により次のとおり定める。

- 1 要領第2条で規定している「現に耕作している農地」以外については、農地改良届の提出が想定されていないが、耕作されていない農地（以下「不耕作地」という）を農地改良する場合には、次の条件を満たすこと。
 - ① 不耕作地を耕作復帰することが周辺農地の耕作条件の改善に資すること。
 - ② 不耕作地を農地改良することで、耕作復帰が確実であること。
 - ③ 上記耕作復帰の確実性を確認するため、農地改良届に別紙「不耕作農地調書」を添付すること。
- 2 大量の盛土を要する傾斜地の農地改良については、いわゆる残土処分地としての利用が主たる目的となる恐れがあることから、以下の点に留意すること。
 - ① 改良後の耕作可能面積は、改良前の耕作可能面積の7割以上を確保すること
 - ② 切土、盛土の工事高の最高値が2mを越える場合は、土地改良工事担当課の審査を受けること。
- 3 農地改良工事中及び完了後において、農業用排水への影響が出る恐れがある場合には、土地改良区又は当該地区の水利組合の了承を得ること。
- 4 要領第4条に規定する農地改良届（様式1号）は、届出人（土地所有者又は耕作権者）が記名押印のうえ、地区農業委員の認証を得ること。
- 5 地区農業委員の認証は、原則として属地主義によるものとし、届出人の住所が他の地域の場合には届出人の地区農業委員の認証を得ること。
- 6 地区農業委員が欠けた場合、近接の農業委員の認証を得ること。
- 7 農地改良届が受理された場合には、地区農業委員は現地調査を行い、完了するまで監視指導を行うこと。
- 8 要領第5条の(4)に規定する表土は、良質な耕作土とし概ね30cm以上確保すること。
- 9 完了報告書は、届出人が記名押印して、地区農業委員並びにもう1名の農業委員の認証を得ること。
- 10 現地調査で農地改良届どおりに実施していない場合には届出人を呼び出し、指導を行うものとする。
- 11 10により指導に従わない場合には、農地法違反事件として取り扱い、所定の手続きを行うものとする。

別紙

不耕作農地調書

1. 土地の表示

土地の所在			不耕作になった時期 昭和・平成／年・月・日	従前の作付け作物
大字	字	地番		
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

2. 耕作しなくなった事由

- ① 労力不足、 ② 耕作不便（距離など）、 ③ 耕作不適格（崩落や水利）、
④ 経営縮小、 ⑤ その他具体的に（ ）

3. 改良後の営農計画

① 世帯の主な営農耕作状況（自作）

水稻（a）	果樹（a）	野菜（a）	その他（a）	畜産（ ）

② 農業に従事する者の状況

氏名	年齢	性別	職業	農作業従事日数

③ 農機具保有状況

種類	トラクター	耕運機	草刈機	農業用車両	その他（名称）
数量					

④ 作付け計画

作物名	播種時期	収穫時期	病虫害防除計画